

大生第 75 号
令和5年2月10日

大井町下水道運営審議会
会長 鈴木 圭作 様

大井町公共下水道事業
大井町長 小田 眞一

下水道使用料の改定について（諮問）

下水道使用料の改定について、別紙理由書に基づき諮問いたします。

理 由 書

公共下水道事業は「雨水公費・汚水私費」の負担を基礎とし、その経営は独立採算制を原則としており、地方公営企業法においても、料金は「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができなければならない」とされております。

本町の下水道使用料は、平成10年から25年にわたり消費税による改定を除いては、改定を行っておらず、現行の下水道使用料では事業運営に必要な経費を賄うことができないことから一般会計からの繰入金に大きく依存している状況にあります。

さらに、今後の公共下水道事業は、少子高齢化社会に伴う人口減少や節水機器の普及などによる下水道使用料の減収、施設の老朽化による維持管理費の増加や流域下水道の管理負担金の増加などさらに厳しい経営状況になることが見込まれます。

公共下水道事業は、町民の暮らしや経済活動に欠くことのできない社会資本であり、引き続き施設の整備を進めつつ、老朽化対策に取り組み、適切な維持管理を図っていくことが私たちの責務であると考えております。

以上のことから、将来に渡り安定した下水道サービスを提供していくため、財政の健全化を図るとともに、受益者負担の適正化、税の公平性の観点から、下水道使用料改定について貴審議会に諮問するものです。